

## 東北自然エネルギー株式会社「能代風力発電所リプレイス計画に係る 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年11月21日付けで東北自然エネルギー株式会社より届出された「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤）は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成29年1月31日
- (2) 秋田県知事意見 \* 平成30年3月26日
- (3) 環境審査顧問会風力部会（第2回）  
\*平成30年4月6日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘   | 事業者の対応方針   |
|---|--|
| ・バードストライク調査の頻度は最低でも週1回は必要。また結果の考察をおこなうこと。（調査結果は現在の設備の衝突率との比較に利用できる。）            | ・繁殖期や渡りの時期を考慮して調査頻度を増やすことを検討する。<br>・調査結果からバードストライクか他の要因かを考察し、バードストライクの予測に活用するよう検討する。 |
| ・既設基礎杭の撤去に用いる埋め戻し土を外部から持ってくる場合は、外来種の侵入が懸念されるため、埋め戻し箇所を表土には現地の土壌を用いる等の対策を検討すること。 | ・埋め戻し箇所の表土には、既設設備敷地の腹付け盛土が利用できるかを含めて現地の土壌を用いることを検討する。                                |

(1)～(3)の資料については、下記URLを参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鳥取県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。